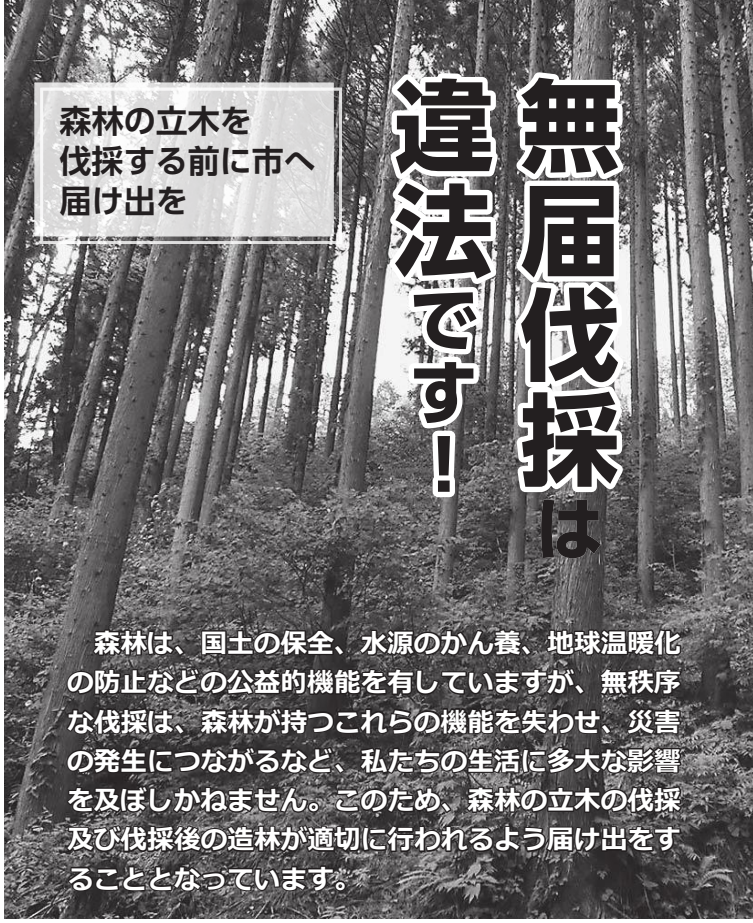

無届伐採は違法です！

森林の立木を伐採する前に市へ届け出を

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止などの公益的機能を有していますが、無秩序な伐採は、森林が持つこれらの機能を失わせ、災害の発生につながるなど、私たちの生活に多大な影響を及ぼしかねません。このため、森林の立木の伐採及び伐採後の造林が適切に行われるよう届け出をすることとなっています。

◎届け出の対象となる森林

県が定める地域森林計画の対象となっている民有林

※農林水産部林務課または各振興事務所林務担当にご確認ください。

◎届け出が必要な人

●森林所有者が自ら伐採する場合（他者に伐採依頼をする場合も含む）は、森林所有者が届け出を行います。

●伐採事業者等が立木を買い受けて伐採する場合は、森林所有者と伐採事業者等が連名で届け出を行います。

●伐採する人と伐採後の造林を行う人が異なる場合は、連名で届け出を行います。

《届出様式》「伐採及び伐採後の造林の届出書」

《添付書類》

●土地所有者が確認できる書類

●届出のあった森林を伐採する権原を有することが確認できる書類

●伐採区域が確認できる図面

●市長が必要と認める書類

《提出期間》伐採を開始する日の90日前から30日前までの期間

《提出先》農林水産部林務課または各振興事務所林務担当

◎届け出が不要な場合

保安林及び保安施設地区、森林経営計画対象森林の区域内の森林を伐採する場合。

※別途、許可申請若しくは関係法令に基づく届け出が必要です。

◎皆伐を行う場合

1ha以上の皆伐を行う場合は、別途「郡上市皆伐施業ガイドライン」に基づく「皆伐作業計画書」及び「チェックリスト」の提出が必要です。

森林所有者と伐採事業者のみなさんは、このガイドラインに沿った皆伐の計画、施業を行うようお願いします。詳細は、農林水産部林務課（☎67・2121）に問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

森林の開発を行う場合は次の事項にも留意ください。

◎開発を行う場合の留意点

●災害の防止

●水害の防止

●水資源の確保

●環境の保全

◎1ha以下の開発を行う場合

「伐採及び伐採後の造林の届出書」を市に提出してください。また、関係する法令等を遵守するとともに、土砂流出防止や排水処理等の対策を実施するようにしてください。

◎1haを超える開発を行う場合

県の林地開発許可が必要です。詳しくは、岐阜県郡上農林事務所森林保全課（☎67・1111）へ問い合わせください。

なお、太陽光パネルの設置および、それに関連した森林を伐採する場合は、面積に関わらず、事前にご相談ください。

◎森林（土地）の管理責任

土地所有者には、土地の管理責任があります。所有地を第三者に賃貸借等により開発用地として提供する際には、被害が発生した場合の責任を明確にするために必要な事項を契約書で定めておくことが大切です。

●開発を行う場合は、事前に開発地周辺の地元自治会などに工事の説明を行い、理解を得るよう努めてください。

◎伐採後の造林が完了したときは市への報告が必要です。

《報告様式》「伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書」（森林法第10条の8第2項関係）

《提出期間》造林が終わった日から30日以内

※1ha以下の開発を行う場合その開発にかかる伐採が終わった日から30日以内に報告書を提出してください。

※間伐の場合は、報告書の提出は不要です。

《提出先》農林水産部林務課または各振興事務所林務担当

詳しくは、農林水産部林務課まで問い合わせいただくか、市ホームページ【検索で「森林の立木」と入力→「森林の立木を伐採するときには届け出が必要です」】をご覧ください。

問 農林水産部林務課

☎ 67・2121